



服部社会保険労務士事務所/労働保険事務組合服部労務管理センター/服部行政書士事務所

## 服部事務所だより

〒683-0003 米子市皆生5-5-5 TEL0859-33-8594 FAX0859-33-8775

e-mail: hattori@sea.chukai.ne.jp http://www.chukai.ne.jp/~hattori/

SRP 認証は、社会保険労務士事務所の「信用・信頼」の証です。

平成24年7月号

平成24年度算定基礎届作成提出が無事完了しました。ご協力ありがとうございました。

社会保険報酬月額算定基礎届の作成・提出は、おかげさまで7月10日に無事完了しました。

ご多忙の中ご協力いただきありがとうございました。

### 賞与からの社会保険料・雇用保険料の控除のしかた (料率改正にご注意ください!)

- 社会保険料の控除額は下記の計算式で算出してください

標準賞与額×社会保険料率(健康保険・厚生年金保険)

◎標準賞与額＝賞与総額から1,000円未満を切り捨てた額。健康保険は年間540万円・厚生年金保険は1ヵ月150万円が上限

※健康保険料……介護保険に該当する人(40歳以上65歳未満の人)＝1,000分の57.65

介護保険に該当しない人(上記以外の人)＝1,000分の49.9

※厚生年金保険料…1,000分の82.06

- 雇用保険料の控除額は下記の計算式で算出してください

賞与の総支給額×雇用保険料率

※雇用保険料率→一般の事業……1,000分の5 土木・建築他の事業……1,000分の6

◎被保険者負担分に1円未満の端数が生じた場合は、端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭1厘以上の場合切り上げとなります

# 7月の生活ホットニュース

7月1日より

## 「改正育児・介護休業法」が全面施行!

### ◆未対応の場合は早急な対応を!

厚生労働省は、“男女ともに仕事と家庭が両立できる働き方”の実現を目的として、2009年に「育児・介護休業法」を改正しました。

これまで従業員数100人以下の中小零細企業については、短時間勤務制度などの適用が猶予されていましたが、7月1日からはすべての企業が対象となりました。

### ◆7月1日から全面適用となる主な制度

全面適用となる主な制度は、次の通りです。



#### (1)「短時間勤務制度」

3歳までの子を養育する従業員に対しては、1日の所定労働時間を原則6時間に短縮する制度を設けなければなりません。

#### (2)「所定外労働の制限」

3歳に満たない子を養育する従業員が申し出

た場合には、所定労働時間を超えて労働させてはいけません。

### (3)「介護休暇」

家族の介護や世話をを行う従業員が申し出た場合には、1日単位での休暇取得を許可しなければなりません。日数は、介護する家族が1人ならば年に5日、2人以上ならば年に10日となります。

#### ◆就業規則等の見直しが必要

7月1日から新たに対象となる企業については、あらかじめ就業規則等に上記の制度を定め、従業員に周知しなければなりません。

対応が済んでいない場合は早急に対応が必要です。ご連絡ください。



## パート・アルバイト社員の仕事選びは

### ◆“仕事探し”に関する意識調査

求人情報サービス「an」(株)インテリジェンスは、アルバイト・パート社員の“仕事探し”に関する意識調査を昨年末に実施しました。

#### ◆仕事探しを始めた理由

- ①「貯金を増やしたかった」(33.5%)
- ②「趣味に使うお金が欲しかった」(31.9%)
- ③「生活費を補いたかった」(30.0%) などと続いています。

#### ◆仕事を探す際に重視する点

仕事を探す際に重視する点を5段階で評価してもらい、一番高い「重視する」と回答した割合を属性別に見てみると、次の通りとなっています。



#### 【高校生】

- ・「自分にもできそうな仕事である」(61.3%)
- ・「勤務地が自宅から近い」(58.7%)

#### 【大学生】

- ・「店長や社員の人の雰囲気が良い」(58.7%)
- ・「時間の融通が利く」(56.9%)

#### 【主婦】

- ・「自分にもできそうな仕事である」(55.6%)
- ・「勤務地が自宅から近い」(53.6%)